

生物多様性国家戦略2023-2030中間評価（案）に対する（公財）日本野鳥の会の意見

該当箇所		当会の意見		意見内容の種類
第1部 5つの基本戦略と個別目標の進捗状況	(6) 行動目標1-3	P20の11-12行目 P21の16行目	<p>プラスチック汚染問題の解決には、プラスチックの生産と消費を削減する発生抑制が不可欠です。10月にアブダビで開催された世界自然保護連合（IUCN）の世界自然保護会議において動議59「人間の健康、生物多様性、自然環境を守るために、プラスチック汚染に終止符を打つための行動を推進する。」が採択された（※）ように、生産削減はプラスチック汚染対策の重点事項とされ、IUCNにより世界的に認識され賛同を得ています。一方、本中間報告では「<使用済プラスチックの有効利用>は増加傾向にある。」と評価されていますが、回収とリサイクル率だけでなくプラスチックの生産・消費の削減についても評価する必要があります。</p> <p>そこで、今後の方針として、進捗状況評価のためにプラスチック生産・消費量の推移をモニタリングし評価に加えること、一次プラスチックの生産量削減と、使い捨てプラスチックや、問題のあるプラスチック製品、懸念される化学物質を含み人の健康や環境へのリスクがある製品の段階的な廃止・制限に向けた国内法整備を進めること、加盟国に対してプラスチックのライフサイクル全体を対象とする国際的に法的拘束力を持つ条約（国際プラスチック条約）を迅速に締結・署名・批准し、さらに時間をかけて強化するよう取り組みを進めることを記載してください。</p> <p>また、海鳥への蓄積、影響も明らかになりつつある添加剤についても影響の客観的な評価と有効性のある規制を進めることを記載してください。</p>	海洋プラスチック
		P22の5行目	マングースの奄美大島での根絶、沖縄島北部の完全排除間近までの成功事例に続き、ニホンイタチやノネコ、ノラネコ、ネズミ類など国内移入種についての対応、特に分布域が狭い固有種、固有亜種が生息する伊豆諸島などの島嶼部でも対策を進めることを記載してください。	外来種・移入種
	(8) 行動目標1-5	P27の22-25行目	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行状況評価報告書（P12）」にもあるように、まだ保護増殖事業が開始されていない種も多くあるため、完了の考え方を検討すると同時に、新しく保護増殖事業を開始する種の検討を開始することを記載してください。	絶滅危惧種の保護
	(7) 行動目標2-4	P44の20行目	促進区域の設定について、自治体ごとに促進区域に含めない区域の設定が異なるため、ある自治体では「地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則」第5条の2に記載された区域を準用している一方、別の自治体ではより広く促進区域に含めない区域を指定しています。促進区域設定の過程を見学する機会を得たところ、この違いは地域ごとに残された自然環境の豊かさ、広さが異なることに起因する以外に、自治体の規模や職員の関心の高さ、地域の自然情報がどの程度蓄積され吸収されたかにも大きく影響を受けていました。そこで、自然に関する情報格差等を軽減するために生物多様性についてのリテラシー教育を進め、地域紛争を未然に防ぎ、再生可能エネルギーの導入を円滑に進めるため、施行規則を改正して促進区域に含めるべきでない区域を拡張することを明記してください。	自然エネルギー対策
	(7) 行動目標3-4	P64の9-10行目	環境負荷低減の取組の「見える化」は生産者、消費者双方に分かりやすく、活用していくべきものと考えています。一方、慣行農法であっても生物多様性保全や気候変動対策に貢献することは可能です。そこで、みどりの食料システム戦略の目標である有機農業面積100万ヘクタール（または農地の75%）を達成するため、将来の有機栽培農家を増やすための慣行農法の農業者が取り組み始めるための入り口として、生物多様性保全への貢献のみでもラベルが得られるよう制度を改善してください。現場では、若手農家を誘っても労力がかかることを恐れてなかなか仲間になってくれないという声をしばしば耳にしています。費用対効果から参加を見合わせている方々の意識改革には、広い間口が有効に働くと考えます。	農地の生物多様性
	(5) 行動目標4-2	P74の6行目	青少年の体験活動の機会と場の提供の充実を図ることに賛同します。P73L18では、体験活動実施状況として国立青少年教育振興機構設置の施設の利用状況を用いていますが、ほかにも水鳥・湿地センターや自然観察の森、その他自治体や民間が設置した体験活動を提供する施設があります。これらの利用状況の把握も反映させることをご検討ください。また、設置から長年が経過し修繕が必要にもかかわらず予算不足で閉鎖する施設があることも機会と場の提供を促進する上で大きな課題です。この課題の解決のため、自治体等設置施設の状況把握と運営を継続するための支援措置を検討してください。	環境教育
	(7) 行動目標4-4	P78の25-27行目 P78の21-26行目	資源循環の取り組みとPETボトル回収率で進捗状況が評価されていますが、行動目標1-3についての意見でも述べたように、プラスチック問題の解決には、使い捨てプラスチックの大量生産・大量消費から脱却する必要があります。そのためにはPETボトルを含め不必要的使い捨てプラスチック製品の生産・消費を減らす必要があります。そこで、進捗状況の把握に当たっては回収、リサイクル率だけではなくリユースの推進と生産量削減状況もモニタリングし評価すべきです。また、今後の方針として資源循環を促進するだけではなく、生産量の削減が重要であり、拡大生産者責任を含めた国内法の整備を進めてください。	海洋プラスチック

該当箇所		当会の意見		意見内容の種類
第2部 行動計画の進捗状況	2. 具体的施策の 点検結果	P109 の 施策番号1-1-5	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 施行状況評価報告書」にあるとおり国内希少野生動植物種の保護を進める上で生息地の保護は有効であることから、生息地等保護区の新規指定のための予算獲得に努めることに加え、今後の生息地等保護区指定の数値目標（種数や所数など）の設定を進めることを明記してください。 また、個体数が個体群の存続可能個体数より少ないことが明らかになった場合には、速やかに国内希少野生動植物種の指定を行うことを明記してください。	絶滅危惧種の保護
		P111の 施策番号1-1-14	国の制度に基づいて管理されている森林、河川、緑地のOECMとしての整理を進めることに強く賛同します。特に河川は民間では管理できないことから、都道府県がOECMに登録するためのインセンティブの検討を進めてください。	OECM
		P124の 施策番号1-3-28	プラスチック条約の合意を目指し議論を主導していく方針に強く賛同します。プラスチック問題の解決には生産削減が必要であることから、加盟国に対して、一次プラスチックの生産削減と使い捨てプラスチックおよび問題あるプラスチック製品の段階的な廃止、そして懸念される化学物質の規制を含む、プラスチックのライフサイクル全体を対象とする国際的に法的拘束力を持つ条約を迅速に締結・署名・批准し、さらに時間をかけて強化するよう取り組むことを明記してください。	海洋プラスチック
		P126の 施策番号1-3-41	奄美大島へのマンガース再侵入防止のためのモニタリング実施に賛同します。あわせて、伊豆諸島などに移入され島嶼固有の生態系に影響を与えるニホンイタチ、ノネコやノラネコへの対応を実施することを明記してください。	外来種・移入種
		P126の 施策番号1-3-42	国立公園での外来種対策実施と本来の生態系の維持回復を進めることに強く賛同します。国立公園のうち、特に南西諸島、小笠原諸島、伊豆諸島など島嶼部には固有の生態系が成立していることから、優先的に取り組みを推進してください。	外来種・移入種
		P128の 施策番号1-5-2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 施行状況評価報告書」によると、保護増殖事業計画が策定されているのは国内希少野生動植物種の17%に過ぎません。事業完了の考え方の検討と同時に、のこり83%の種について保護増殖事業計画を立案していくことを明記してください。	絶滅危惧種の保護
		P142の 施策番号2-4-1	促進区域等の設定に向けた自治体への財政的・技術的支援を実施する際には、再生可能エネルギー導入時の地域紛争回避のため、地域の自然情報を吸い上げることが重要です。技術的支援の一環として、地域の自然情報を収集する手法を伝えてください。	自然エネルギー対策
		P143の 施策番号2-4-3	生物多様性見える化マップのデータの付加、充実を進めることに賛同します。同時に、再生可能エネルギーの立地選択や自治体の促進区域設定等にも活用されるよう、広報も進めることを明記してください。	自然エネルギー対策
		P151の 施策番号3-4-1	環境負荷低減の見える化について、農地における生物多様性保全により多くの農業者が参画できるよう、生物多様性のみでもみえるラベルを申請できるよう検討することが必要です。生物多様性保全に関心のある農業者の参加を増やすことで、次のステップとして減農薬、さらに有機栽培を開始する可能性のある農業者の母集団を増やすことができると考えられます。	農地の生物多様性
		P152の 施策番号3-4-3	環境保全型農業直接支払交付金の見直しにあたっては、クロスコンプライアンスの内容の再検討が必要です。特に、現行のクロスコンプライアンスの「生物多様性への悪影響の防止」では2つの項目のどちらも「適正な防除」の再掲となっています。この項目は再掲ではなく、水管理の在り方など生物多様性に悪影響を与えないもしくは向上させるような取り組みを記載すべきです。そこで、先進的な取組支援の検討に合わせて、クロスコンプライアンスの内容の再検討を行うことを明記してください。	農地の生物多様性
		P156の 施策番号3-4-24	種苗法流の影響やリスクの調査継続に賛同します。併せて、魚道の設置や砂防ダムの構造修正など、一部は河川を遡上して自然産卵ができるようにすることを明記してください。	河川の生物多様性
		P165の 施策番号4-4-2	今後の方針として再生プラスチック利用拡大の取り組みがあげられていますが、プラスチック問題の解決には、そもそも生産量を削減することが不可欠であり、不必要的使い捨てプラスチックを減らす必要があります。そこで、代替素材の利用を含めた使い捨てのプラスチック製食品包装容器使用量の削減のための取り組みを推進することを明記してください。	海洋プラスチック

該当箇所		当会の意見		意見内容の種類
第2部 行動計画の進捗状況	2. 具体的施策の 点検結果	P169の 施策番号5-1-2	モニタリングサイト1000は、各施策の影響把握や評価に用いられている重要な施策です。しかし、国の事業でありながら、謝金が無く調査地までの交通費も不十分な状況下、ボランティアで実施している市民調査に依存する部分が大きい生態系の調査もあります。各生態系共通のモニタリングサイト1000の継続に関わる重大な課題として、調査員の不足、人材育成等が挙げられています。調査員不足、人材育成を課題として記載するとともに、改善に取り組んでいくことを記載してください。また、モニタリングサイト1000の継続を強固にするような資金調達、予算確保について検討、取り組んでいくことを記載してください。	モニタリングサイト 1000
		P171の 施策5-1-11	引き続き調査による実態把握と情報提供を進めていくことに強く賛同します。実態把握を行なう際には、近年世界的に海鳥への蓄積、影響が明らかになりつつある添加剤をはじめとする、プラスチック関連の化学物質も対象として影響の把握、評価を進め、規制していくことを記載してください。	海洋プラスチック
		P175の 施策番号5-2-11	見える化の対象品目拡大に合わせて、参加しようとする農業者の敷居を低くしより多くの参画を得るため、生物多様性のみでもみえるラベルを申請できるよう仕組みの改正も併せて検討してください。	農地の生物多様性
		P179の 施策番号5-4-5	土地所有に係る負担軽減について、生物多様性維持協定を締結した場合には相続者等の利益を制限する場合もあると考えられることから、相続税、贈与税の減額率を高めることを検討してください。また、企業団体等の所有がしやすくなるよう、不動産取得税や固定資産税の優遇について検討してください。これらを踏まえ、今後は支援証明書制度の普及に加え、さらなる税制優遇措置について検討することを明記してください。	保護区の管理
		P185の 施策番号5-5-22	新規のラムサール湿地登録を鋭意作業中であることに敬意を表します。併せて、登録がさらに加速するよう、登録を希望している地域への支援、助言を行うことを明記してください。	湿地の生物多様性